（参考１１）

株式の管理に関する契約書

●●●●株式会社（以下「甲」という。）と●●●●（以下「乙」という。）は、甲が設立に際して発行する普通株式の管理について以下の通り、株式の管理に関する契約を締結する。

第１条（乙が甲に対し約束する事項）

1. 第1基準日（租税特別措置法施行規則（昭和32年大蔵省令第15号）第18条の15第8項第1号イに規定する基準日をいう。以下同じ。）において、租税特別措置法施行令（昭和32年政令第43号）第25条の12の2第1項第2号イからヘまでに掲げる者に該当しないこと。
2. 甲から与えられた租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第29条の2に規定する新株予約権に係る同条第1項本文の規定の適用を受けないこと。
3. 乙の適用年（租税特別措置法施行令第25条の12の2第7項に規定する適用年をいう。）における適用額（同項に規定する適用額をいう。）が20億円を超える場合は、株式を取得した時以後に、保有する株式の数に変更を生じさせる事実が発生したときには、当該事実の内容、当該事実の発生した年月日、当該事実により変更のあった株式の数及びその他参考となるべき事項について甲に報告すること。

第２条（甲が乙に対し約束する事項）

1. 前条第1項に掲げる事項を確認した場合には、租税特別措置法施行規則第18条の15の2第2項第2号に掲げる書類を作成し、乙に交付すること。
2. 第2基準日（中小企業等経営強化法施行規則（平成11年通商産業省令第74号。以下「規則」という。）第11条第2項第1号ロに規定する基準日をいう。以下同じ。）において、規則第8条各号（同条第5号イ及びロを除く。）に定める要件に該当するものであること。
3. 第2基準日以後遅滞なく、規則第11条に規定する手続を行い、同条第4項に規定する確認書を乙に交付すること。
4. 租税特別措置法施行規則第18条の15の2第2項第3号に掲げる明細書を作成し、乙の求めに応じて交付すること。
5. 次のいずれかに該当することとなったときはその旨を証する書面を作成し、乙に交付すること。

一　清算の結了又は特別清算の結了があったとき。

二　破産法（平成16年法律第75号）第30条第1項に規定する破産手続開始の決定があったとき。

三　発行する株式が金融商品取引法（昭和23年法律第25号）第2条第16項に規定する金融商品取引所に上場又は同法第67条の11第1項に規定する店頭売買有価証券登録原簿に登録されたとき。

1. １．から５．までに掲げるもののほか、乙が租税特別措置法第37条の13の2の規定の適用に関し必要な情報の提供及び書類の交付を行うこと。

本契約書の成立を証するため、本契約書を２通作成し、甲乙記名捺印の上、各１通を保有する。

令和　　年　　月　　日

エンジェル税制の提出書類上は、押印は要件にはなりませんが、甲乙間の契約書につき、甲乙間の意思の合致や確実な契約内容の履行等において、甲乙間でトラブルとならないような方法にて契約を締結いただくよう、ご注意下さい。

また、以後のトラブル防止等の観点から従来どおり甲乙が押印した書類をご提出いただいても差支えございません。

　　　　　　　　　甲

所在地

商号

代表者

　　　　　　　　　乙

住所

氏名